

わかば健やか便り

平成25年11月
第15号
税理士法人わかば
TEL.0120(152)575

税理士法人わかばから、関係者様とセミナーご来場の方へお届けしています。

生前贈与を受けた相続人と

それ以外の相続人・・・



相続財産の配分はどうなるの？

相続ならぬ「争」続といわれる揉め事の原因となるのは、相続人間の財産分配での不公平感によるところが多いのではないのでしょうか。具体的にはどのように相続財産を分配するのでしょうか。詳しい計算も合わせてご紹介しています。

【生前贈与を受けていた相続人の相続分は、どうなるのですか。】

Q. 父が亡くなり、相続人は、母と長男・次男です。相続財産は1億円です。長男は生前2000万円を父から贈与を受けました。このような場合、相続分はどうなるのでしょうか。

A. 相続人のうち、被相続人より生前に、婚姻、養子縁組、生計の資金等を贈与されたことがある人を**特別受益者**といいます。今回の場合は、長男が該当します。母、次男が、生前贈与を受けなかった場合には、通常の法定相続分に従って相続分を決定すると特別受益者である長男と母・次男との間で不公平が生ずることになります。民法では、**特別受益者に対してはすでに得た利益に相当する相続分が減るよう定めています。**

では、どのように相続分を算定するのかを説明します。**相続が開始した日のすべての相続財産に特別受益の価額(2000万円)を持ち戻し、みなし相続財産を算定します。**このみなし相続財産をもとに法定相続分に従って各人の相続分を算定します。そして特別受益者の長男は、その相続分から特別受益額を控除した残額が自分の相続分となります。

<特別受益者がいる場合の相続分の計算>

父死亡時の相続財産 1億円	+	特別受益額 2000万円	=	みなし相続財産 1億2000万円
------------------	---	-----------------	---	---------------------

	みなし相続財産				相続分配額
母		1/2		=	6000万円
長男	1億2000万円	$\times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$	- 2000万円	=	1000万円
次男		$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$		=	3000万円

まずは専門の税理士に相談するのがベストです。ご不明な点は税理士法人わかばまで。

<健康コラム> ～本当は怖い「歯ぎしり」～

寝ている時のクセ“**歯ぎしり**”は、周囲が迷惑なだけでなく、本人にもさまざまな問題を引き起こす元凶。なんと**口の中がボロボロになる**だけでなく、頭痛、腰痛、ひざ痛など**全身の痛み**を引き起こすこともあるのです。でも、自分には“歯ぎしり”はない・・・と思っている人でも、実はぎゅっと強く噛み締めるような**音がしない歯ぎしり**も多くあり、自分の歯ぎしりには気づいていないことも多いそうです。



<2大歯ぎしり>

1. 「**口破壊**」型・・・歯が削れたり、突然割れてしまう等口の中がボロボロになってしまう。
2. 「**全身破壊**」型・・・関係なさそうな膝や腰、頭など全身に症状が出る。

「口破壊」型

起きている時よりも2倍～4倍の強い力で歯ぎしりをしており、「**歯の摩耗、破損**」してしまいます。その結果、**知覚過敏・歯周病・虫歯**なども引き起こします。

「全身破壊」型

寝ている間に強い力で歯を噛みしめることによって起こります。音も立てない為気づかれないことが多いのですが、緊張により寝ている間も全身が休まらず**頭痛・首の痛み・肩こり・腰痛・ひざ痛**などを引き起こします。さらに筋肉による神経の圧迫から**めまい・視力低下・耳鳴り**なども起こることがあります。

歯ぎしりの見分け方

歯ぎしりをしている人は自分では気づかないことも多いもの。

強い力が歯や口にかかっている為に起こるサインを見逃さないようにしましょう。

1. **骨隆起**・・・下あごの舌の上(歯の内側) 上あごの真ん中にふくらみがあれば、それは歯ぎしりで強い力が掛かったために骨が変形してできた「骨隆起」かもしれません。
2. **くさび状欠損**・・・歯の根元にひびが入り、その部分に歯磨きなどの力が掛かることでくさび状に根元だけが削れる形になります。
3. **起床時にアゴがだるい**・・・朝起きた時がピークとなるアゴの怠さと1, 2, の症状がある場合は睡眠中に強い力で歯ぎしりをしている確率が高いです。

良い歯ぎしりもある

軽い力でしている歯ぎしりは**ストレスの軽減**や唾液の分泌による**逆流性食道炎の予防**など、体に良い側面もあります。歯ぎしりは誰でもしているものなので、軽い力であれば悪いものではないようです。

強い歯ぎしりの自覚症状がある場合、早めに歯科医への受診をお奨めします。

マウスピースの装着や噛みあわせの治療を行うことで歯にかかる力を分散させる効果があります。

税理士法人わかばでは、お客様のご要望にお応えするため、節税対策としての生命保険加入や所有する土地の処分等信頼できる企業と提携し、あらゆる方面から相続問題をお手伝いします。

ぜひ、ご相談下さい。**初回相談は無料です。(2回目以降は1時間当たり10,000円)**

町田で支えられて開業25年

信頼と実績の税理士法人わかばへ、ぜひご相談下さい。

税理士法人わかば

〒194-0022 東京都町田市森野 1-33-11 町田森野ビル1F

TEL.0120-152-575 FAX.042-729-6991(不要のご連絡こちらへ)

<http://www.wakaba-tax.com> info@wakaba-tax.com

